

平成 17 年 12 月 5 日

東京証券取引所 上場部 御中

全国銀行協会

「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備について」に対する意見書の提出について

今般、「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備について」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「 . 1 (2) 取締役及び監査役の独立性」について

「独立取締役（監査役）」という新たな概念を盛り込むことには反対であり、この点に関しては「社外取締役（監査役）」に関する、決算短信等における現状の開示及び b の開示で充分と考える。

既に各社において商法ならびに新会社法に定める「社外取締役（監査役）」を選任しており、経営に対する監視等の機能を十分に発揮している。

また、「社外取締役（監査役）」の独立性については、開示事項案とされた「人員構成（略歴・属性等）、会社と会社の社外取締役（監査役）等との関係」等において検証が可能である。これに加えて現時点において必ずしも一般的に認知されている訳ではない「独立取締役（監査役）」の開示項目を更に設け、同趣旨の開示を求める必要性はない。

2. 「 2. 開示時期等および 3. 実施時期（予定）」について

来年3月の制度実施および同5月の報告・開示というスケジュールは、本案の公表からのタイミングを考えると拙速感が否めない。

また、本案に対するコメント募集期間が2週間と極端に短く、十分な検討・議論を尽くすことができず、報告書のイメージが漠然としていること等も考えると導入時期は再考すべきである。

本制度の導入は、「 1. 趣旨」で示されたとおり、決算短信の見直しの検討を含む会社情報の提供に関する基盤整備諸施策の一環として位置づけられるものである。

さらに、実務においても従来の決算短信記載項目から当該部分を抜き出すことになることから、初回提出時期ならびに開示時期については、仮に平成18年3月期決算から導入される場合であっても、導入後の初の決算短信発表日を提出・開示の期限とするべきである。

以 上